

## 第18回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第18回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成23年1月19日 午後2時30分から午後4時まで
3	会 場	安曇野市豊科総合支所 第2会議室
4	出席者	内川委員、竹岡委員、宮川委員、宇留賀委員、勝野委員、藤澤委員、丸山委員、横川委員、布施委員、水谷委員、谷委員、宮崎委員、小林委員、青嶋委員、宮下委員、宇田委員、中山委員
5	市側出席者	都市建設部：久保田部長、都市計画課：内田課長、鎌崎係長、城取主査、山田主査、田中主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成23年1月31日

### 協 議 事 項 等

#### 1 会議の概要

1. 開 会 (内田課長)

2. あいさつ (久保田部長・藤澤会長)

(本日の出席委員 17名で審議会成立)  
(議事録署名人 勝野委員、宇留賀委員)

#### 3. 審議案件

- (1) 議案第1号 豊科都市計画用途地域の変更について
- (2) 議案第2号 豊科都市計画地区計画(新田東地区)の決定について

#### 4. 協議事項

- (1) 安曇野市土地利用基本計画(案)について

#### 5. 報 告

- (1) 豊科都市計画道路の変更について
- (2) その他

#### 6. 閉 会

#### ※審議案件の意見概要

○用途境が不整形な箇所に都市計画道路が計画されており、これから見直しをかけていくという考え方だが、区域線が再度変更になるおそれはないのか。

また、都市計画法の用途表でいくと、庁舎はどこに含まれるのか。(委員)

→都市計画道路の見直しなどの結果を踏まえ、用途変更をおこなう。

庁舎の用途は基本的には事務所等である。

◎議案第1号 「豊科都市計画用途地域の変更」について採決

【賛成多数で議案第1号は原案どおり可決】

◎議案第2号 「豊科都市計画地区計画(新田東地区)」について採決

【賛成多数で議案第2号は原案どおり可決】

※協議事項の意見概要

(1) 安曇野市土地利用基本計画(案)について

○拠点市街区域の三郷地域で準工業地域に準ずる地域が設定されているが、現状は一般住宅に変わってきている。第一種住居地域の方が良いのではないか。

また、明科地域の国道19号沿線の近隣商業地域についても第一種住居地域にすべきではないか。(委員)

→他でも同様の意見をいただいているため、周辺の状況を確認し再精査させていただきたい。(事務局)

○田園環境区域の一戸当たりの最低敷地面積が300㎡以上とあるが、誤差範囲はどの程度か。

また、産業集積地周辺で、農地法をクリアできる場所(拡張の可能性がある場所)があるのか。(委員)

→今までの2年間の郊外における平均区画面積が311㎡になっていることなどから300㎡とした経過がある。概ねは1割と考える。産業団地周辺ですぐ農振除外、農地転用が出来るところは多く見受けられないが、事業の受益の規定から外れた時には、特定開発でなく基本計画で出来るような道筋を示したいことから、産業集積地を指定している。現在工業ビジョンの中で新たな産業団地について模索している。(事務局)

○山麓保養区域について、現状の長野県環境保全条例と穂高自然保護等指導基準で壁面後退が規定されているが、基本計画にはでてこない、記載すべきではないか。

開発の規定をどう捉えるのか。山麓保養区域で現状が山林等であるものを分筆して家を建てる場合に、開発と捉えるのか。(委員)

→現在は主要道路から10m、近隣から3mとなっているが、現実に三角地で家が建てられないということがあった。もう少し議論する必要があることから検討させていただきたい。開発の規定については、条例においては全て開発と捉えている。したがって別荘地の林地を分けるのも開発と捉える。(事務局)

○建ぺい率、容積率、高さ制限について、都市計画法に基づく用途地域と土地利用基本計画の中の用途地域に準じる地域の数値が合致しない箇所がある。将来的には基本計画の数字に移行していくのか。

また、以前の業務・商業施設は基本集落から数字をもって一定距離となっていたが、「著しく離れない場所に立地すること」になっているが、経過説明をお願いしたい。

(委員)

→建ぺい率、容積率、高さ制限について設定基準の中で選択できるようになっている。

業務・商業施設の基準については、当初距離要件があったが、場所によっては距離要件を入れることによって基準に矛盾が出てしまうため、変更した経過がある。

(事務局)

○事情により住まなくなった既存宅地の取り扱いをどのようにするのか。(委員)

→既存住宅の読み方については、宅地として法務局の地目や固定資産税が宅地の課税なのかで認められるものについては、住宅を建てる場合は届出をしていただく。

(事務局)

○市では土地利用を進める上で並行して農業に関する振興策を考えているのか。(委員)

→農政課と話し合う中で振興策が必要との投げかけはさせていただいている。開発を認めないというわけではなくバランスのとれた開発を目指していきたい。(事務局)

○基本計画は案を作成する時は都市計画審議会と土地利用審議会の意見を聴いて作成するとあるため、市民意見と同時進行では無理があるのではないか。(委員)

→基本的に縦覧をして、意見書が出された場合に、出された意見書が正当であれば案の修正をする。それを最終的に議会へこのような意見書が出され、このように修正をおこない成案化したいということで出させていただきたい。最終的には議会で決定となる。(事務局)

※報告事項の意見概要

- (1) 豊科都市計画道路の変更について  
(意見なし)